

# NEWS RELEASE



第24-20号 2024年8月27日

## すべてのお客さまと従業員の安全と安心の向上を目指して 8月27日「小田急グループ カスタマーハラスメント対応方針 を策定

小田急電鉄株式会社(本社:東京都新宿区 社長:鈴木 滋)を中心とした小田急グループでは、2024年8月27日(火)に、沿線地域とともに持続的成長を果たしていくことを目的として「小田急グループ カスタマーハラスメント対応方針」を策定しました。

当社グループは、"お客さまの「かけがえのない時間(とき)」と「ゆたかなくらし」の実現に 貢献する"というグループ経営理念のもと、お客さまの日々の生活のお役に立つべく、さまざまな グループ事業を展開しています。この理念の実現のためには、お客さまやお取引先、地域のみなさま をはじめとしたあらゆる人々とともに、当社グループ従業員の人権が尊重されていることが重要 であり、2024年1月には「小田急グループ人権方針」を策定して、取り組みを推進しています。

このようななか、当社グループのサービスをご利用いただくお客さまの一部の方から、暴行・暴言や威圧的な言動、過度な謝罪要求をはじめとしたカスタマーハラスメント行為を受けることがあります。これらの行為は、上質なサービス提供を真摯に目指す当社グループ社員の尊厳を傷つけるだけでなく、周囲のお客さまへ本来提供するべきサービスを提供できなくなる事態にもつながるものです。

今般策定した「カスタマーハラスメント対応方針」により、カスタマーハラスメントに該当する 行為に対して毅然と対応できる環境を整備することで、将来にわたりお客さまを思い、寄り添う サービスを提供してまいります。

小田急グループが設定する「カスタマーハラスメント対応方針」の詳細は下記のとおりです。

記

#### 1. カスタマーハラスメントの定義

お客さま等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、その手段・態様によって当社グループ 従業員の心身の安全や健康または就業環境が害されるもの、あるいは当社グループの業務が不当 に妨害されるもの

#### 2. カスタマーハラスメントに該当する行為の例

- 身体的、精神的な攻撃(暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
- ・ 威圧的な言動、土下座の要求
- ・継続的・執拗な言動
- ・ 拘束的言動(不退去、居座り、監禁)

- ・ 差別的な言動、性的な言動、つきまとい
- ・ 従業員個人に対する攻撃、要求、権利侵害
- ・ 従業員の個人情報等のSNSやホームページ等への投稿(写真、音声、映像の公開)
- ・ 当社グループまたは従業員の信用を棄損させる行為
- ・ 正当な理由のない商品交換、金銭補償、返品・返金、謝罪の要求
- · 不合理または他のお客さま等との公平性を欠くサービス提供等の要求
- ※ 上記は一例であり、これに限りません

#### 3. カスタマーハラスメントへの対応姿勢

- お客さま等からカスタマーハラスメントに該当する要求や言動が行われた場合には、 それ以降の対応はお断りします
- ・ 必要に応じて、警察への通報や弁護士への相談等の措置を講じ、厳正に対処します

#### 4. 当社グループ内での取り組み

- ・ 本方針による対応姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ・ カスタマーハラスメントへの対応手順の策定
- · 従業員教育・研修の実施
- ・ 従業員のための相談・報告体制の整備

### 5. 本方針の対象会社 小田急グループ全社

以上